

2018年10月12日

日本外傷学会会員各位

日本外傷学会理事
専門医制度委員
専門医認定委員長
金子 直之

外傷専門医の認定・更新に関する変更要件について

当学会の専門医制度が10年を超え、学会主導のJETECコースも開始されるようになり、また日本専門医機構による新専門医制度にも則る必要があり、この度、専門医の新規申請、および更新申請において必要要件を変更することになりました。また例年、会員の方々から様々なご意見を頂き、対応できるものはなるべく対応するように検討いたしました。その結果を以下に記しますので熟読頂き、ご理解・ご協力頂けるようお願い申し上げます。なお詳細については適時、ホームページ上の書面を変更いたしますので、ご留意ください。

< I > 2018年度（平成30年度、今年度）から変更

(1) 新規申請

申請書式の様式4（B-I表：AIS4以上が2部位以上含まれる症例5例）および様式5（B-II表：身体各部位の経験1例以上、合計10例）において、全例に画像（Xp、CT、術中写真など）添付が必要になります。

(2) 更新申請

教育活動実績（上限20点）において、JETECコース指導（ディレクター、コーディネーター、インストラクター）とJPTECコース指導（コースディレクターのみ）に、それぞれ5点が配点されます。また学術集会参加（上限80点）において、JETECコース受講に5点が配点されます。

(3) 会則追加

細則第4章第13条に以下の文言が追加されます。「認定申請書類のいずれかに著しい虚偽または不正があった場合、審査結果を不合格とするとともに、その行為が故意あるいは悪質と判断された場合には、同一申請者あるいは同一施設からの新規申請を相当年に渡り認めない措置をとることがある。」

< II > 2019年度（平成31年度、来年度）から変更

(1) 海外での臨床経験について

近年、海外の外傷施設で臨床経験を積む者が増えてきたのに応じ、外傷診療の特殊性に鑑み、これを経験症例として申請することが可能になります。ただし、

使用できる海外の症例数は全申請症例数の 1/3 を限度とし、当該施設での研修証明書添えることと、前記 B-I 表と B-II 表において最低 1 例ずつは海外経験（画像添付）を提出すること、ならびに必要な応じてカルテ開示が必要になることを先方に了承していただくことが必要になります。

(2) 外傷専門研修施設での研修経験が必須なことについて

現在「全ての研修期間が専門医研修施設以外での研修であることは認めない」とされていますが、これに関して「立場（年齢）的に今から専門医研修施設に出られない」という意見が聞かれます。これについて様々検討しました結果、現状で専門医研修施設数が十分とは言えないことに鑑み、それを暫定的に増やす方針となりました。すなわち、先に自施設が研修施設として認定されれば、以後に自施設の症例をもって専門医新規申請ができることとなります。ただし研修期間については「最低 1 年間は外傷専門医研修施設での研修期間を必須とする」と改めます。詳細については別途、専門医研修施設認定委員会の方から通達があります。

< III > 2021 年度（平成 33 年度）から変更予定（新専門医制度に移行）

当学会の専門医は救急科領域のサブスペシャリティ（いわゆる 2 階建て）になり、日本救急医学会と一定の連携をとります。

(1) 新規申請

- ・専門医修練カリキュラムが変更になるとともに、必須手技が変更されます。
（詳細は現在検討中で、近日中に決定する予定）
- ・ JATEC とともに JETEC 受講も必須になります。

(2) 更新申請

- ・学術集会参加実績において、日本救急医学会の配点が増えます。（5→10 点）
逆に、日本外傷学会と日本救急医学会以外は認められなくなる可能性があります。
- ・論文実績において、日本救急医学会雑誌の配点が増えます。
（原著・総説 10→20 点、症例報告など 10 点）
- ・ JETEC 受講が必須になります。（5 年毎に 1 回受講することが必要で、配点はなくなります。コースは随時 update されます。）
- ・外傷専門医セミナーの受講が必須になります。（必要回数等については検討中）
- ・ DSTC、ATOM、SSTT、ASSET コースなどの教育担当に配点が付きます。
（詳細については現在検討中）

(3) 指導医制度

- ・専門医研修指導医

新専門医制度における教育的立場の指導医の要件として、専門医を 1 回以上更新し、JETEC を修了している者、とします。ただし 2023 年で全ての専門医更新者が JETEC を修了済みになるため、それ以降は更新 1 回以上という要件のみとなります。

- ・上級指導医（仮称）

従来から種々の学会にある「指導医」、すなわち「エキスパートとしての上級医」の制度を、本学会でも開始する予定です。詳細は現在検討中です。